

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年2月22日)

【件名】

- 東部消防局からのハラスメント追加調査依頼の結果等について…………… 2

病 院 局

東部消防局からのハラスメント追加調査依頼の結果等について

令和6年2月22日
病院局総務課

1 事案の概要

- 1月11日付で鳥取県東部地区メディカルコントロール協議会事務局（東部消防局）から中央病院長宛てに、令和4年1月から令和6年1月までの間に確認されたパワーハラスメント疑い事案（22件）に関する追加調査依頼があった。
- これに対し、中央病院において、医師からの聞き取り、記録の残っているビデオ画像等に基づいて慎重に調査を行い、2月1日（木）に東部消防局へ次のとおり回答した。

<東部消防局への回答概要>

- ・調査対象である4名の医師の22件の言動のうち、1医師の6件（パワハラ3件、おそれ3件）の言動についてパワーハラスメント又はそのおそれのある行為に該当すると判断し、病院局のハラスメント防止委員会に対応を要請することとした。

【6件の内訳】

(パワハラ)

東部消防局からの報告	考え方
「そんなことも助言を受けないと判断できないことが問題だ。」「検証して勝てると思っているのか。」などと指摘された。	実際の発言は報告とは異なるが、全体を通して執拗で口調も高圧的である。
人定を終えると一方的に電話を切られる。	業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動である。
電話を一方的に切断される。	業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動である。

(パワハラのおそれ)

東部消防局からの報告	考え方
「勝手にルール変えないでくださいよ。おかしいですよ？医者に気を遣うくらいなら、患者に気を遣ってくださいよ。」などと言われる。	記録がなく詳細な言動はわからないが同趣旨の発言をしたものと思われ、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動のおそれがある。
緊急度が高い事案ではないが、持っている観察メモを取られ聞く耳をもたない。	記録がなく詳細な言動はわからないが、威圧的で不適当な言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動のおそれがある。
(病院を)引き上げる際に「しっかり観察しました？観察結果をだれか評価しました？それを評価した救命士は誰に教わったんですか？教えた人はちゃんとした人ですか？」と問い詰められる。	記録がなく詳細な言動はわからないが同趣旨の発言をしたものと思われ、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動のおそれがある。

※その他16件の内訳（業務上必要かつ相当な範囲内のもの9件、事実と異なるもの3件、確認不能4件）

2 一連の事案に対する対応

(1) 救命救急センターの体制の見直し（人事異動等）

- ・東部消防局との信頼関係を取り戻していく組織的対応の一環として、センター長、副センター長の人事異動を2月10日付で発令した。

<2/10付人事異動の概要>

区分	旧（～2/9）	新（2/10～）
センター長	小林 誠人 救急集中治療科部長	廣岡 保明 院長
副センター長	後藤 保 小児救急集中治療科部長	建部 茂 医療局副局長 前田 啓之 呼吸器・乳腺・内分泌外科部長

(2) 指示要請拒否、パワハラ事案についての当該職員の処分の要否等の検討

- ・今回のハラスメントに対する調査・対処の審議を行う「ハラスメント防止委員会※」を2月14日付で設置し、同委員会で今回のハラスメントに関する調査を行い、ハラスメントの事実認定や再発防止策及び当該職員の処分の要否等の検討を行う。

※病院局ハラスメント防止委員会…病院局・病院職員、外部専門家による計8名の委員で構成

※2月中旬から3回程度開催予定

- ・第1回（事案報告、今後の進め方）
- ・第2回（調査結果の報告、意見交換）
- ・第3回（対応方針協議、方針決定（ハラスメントの認定、処分の要否、再発防止策等））

(3) ハラスメント防止の対応

- ・院内の幹部職員等を対象とした会議（1月26日）で、「緊急を要する場面であっても、院内外を問わず、暴言、高圧的言動、強い口調での対応、嫌がらせ、性的発言等をしないこと」を周知徹底した。
- ・院内のハラスメント対応の環境づくりを徹底する観点から、全職員へハラスメント相談窓口を再周知（2月6日）した。